七　雑種地	イ　未舗装面（土壌）　刈払い又は除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆、再拡散防止措置又は枝打ち ロ　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 ハ　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一番二十五号　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十九年一月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○東北地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字谷地添一五五番一三から同町逢隈牛袋字谷地添一五七番三まで	前	一九・五七～二〇・四七メートル	〇・〇五九キロメートル
	後	一九・五七～二〇・六七メートル	〇・〇五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月六日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市下鍛冶屋字長面六一五番一から同市下鍛冶屋字長面字六〇三番四まで	前	一七・五〇～二〇・五〇メートル	〇・二三二キロメートル
	後	一七・五〇～二二・七五メートル	〇・二三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月六日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市港区新茶屋三丁目九〇五番から同市港区新茶屋三丁目三〇二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所
〃	名古屋市港区大西一丁目八一番から同市港区春田野三丁目二〇一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十八年十月六日

○中部地方整備局告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月六日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　上野都市計画道路事業三・四・四号服部橋新都市線

三　事業施行期間　自平成二十八年十月六日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県伊賀市緑ヶ丘本町、緑ヶ丘西町、緑ヶ丘南町及び上野茅町地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第百十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十八年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月六日

四国地方整備局長　名波　義昭

認定更新番号表

製造業者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
(株)ダイキアクシス 代表取締役　大亀　裕		
ダイキ浄化槽　ＸＣ－５型	8－12－Ｈ－003	8－16Ｋ－Ｈ－001
〃　－７型	〃　－1	〃　－1
〃　－10Ｎ型	8－13－Ｈ－003(2)－3	〃　－2